



広報かながわ 広域連合

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1

ヨコハマポートサイドビル9階

☎045(440) 6700 ファクス045(441) 1500

http://www.union.kanagawa.lg.jp/

後期高齢者医療制度に加入されている皆様へ

8月1日から被保険者証（保険証）が新しくなります。

現在お使いの保険証（水色）の有効期限は平成24年7月31日までです。

8月1日以降にお使いいただく新しい保険証（だいたい色）は7月中に書留で郵送します。

平成24年7月まで（水色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 24 年 7 月 31 日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	※ 割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 神奈川県後期高齢者医療広域連合 印

平成24年8月から（だいたい色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 26 年 7 月 31 日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	※ 割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 神奈川県後期高齢者医療広域連合 印

◆8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当へお問い合わせください。これまでお使いの「水色の保険証」は8月1日から使用できなくなりますので、8月1日以降に、個人情報に注意して処分してください。お住まいの市区町村に返却いただいてもかまいません。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 平成 24 年 8 月 1 日

被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8							
住 所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地							
氏 名	広城 太郎				男			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日							
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日							
発 効 期 日	平成24年 8 月 1 日							
有 効 期 限	平成25年 7 月 31 日							
適 用 区 分	区分 ※							
長期入院該当年月日					保険者印			
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 神奈川県後期高齢者医療広域連合 印							

**限度額適用・標準負担額減額認定証も
新しくなります（黄色から若草色に変わります）。**

1 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）とは？

高額な入院及び外来診療を受けたとき、減額認定証を提示すれば、ひと月1医療機関の窓口支払いは一定の金額までとなります。

2 交付の対象者

世帯の方全員が市町村民税非課税の方

（なお、課税世帯の方は、減額認定証の提示は必要ありません。窓口支払いは保険証を提示することにより、自己負担限度額までとなります。）

3 申請方法

市区町村の後期高齢者医療担当窓口に申請してください。

ただし、現在、減額認定証をお持ちの方で8月1日以降も対象となる方には、新しい減額認定証を7月中にお送りしますので、お手続きは必要ありません。

よくある質問コーナー

質問 1 窓口で支払う自己負担割合（一部負担金の割合）はどのように決めるのですか。

答え 1 基準となる当年度（4月から7月までは前年度）の市町村民税課税所得で判定します。課税所得が145万円以上の場合は3割、145万円未満は1割となります。

質問 2 私は収入が多いので3割負担ですが、収入の少ない家族もどうして3割負担なのですか。

答え 2 「一部負担金の割合」は世帯単位で判定します。このため課税所得が145万円以上の被保険者の方がいる世帯は3割負担となります。

質問 3 申請をすることにより負担割合が1割になる場合があると聞いたのですが。

答え 3 一部負担金の割合が「3割」に該当している方のうち、その方並びに同じ世帯の他の後期高齢者医療被保険者等の収入額合計が次の場合、申請することにより一部負担金の割合が「1割」となります。

■世帯に被保険者本人以外の被保険者の方がいる場合の収入額合計が520万円未満
■世帯に被保険者本人以外の被保険者の方がいない場合：次のいずれかの額

①被保険者本人の収入額が383万円未満
②世帯の70～74歳の方（後期高齢者医療の被保険者の方を除く）を含めた収入額が520万円未満

質問 4 「答え3」の収入額とは何ですか。

答え 4 「収入額」とは、市町村民税課税所得金額を算定するための必要経費や各種控除を差し引く前の金額です（ただし退職金は除く）。年金でいえば「支払い総額」、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額のことです。また、遺族年金等の公租公課の対象とならない収入は除きます。

質問 5 高額な外来診療の窓口負担額が一定の金額内にとどめられると聞いたのですが。

答え 5 平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたときに、表1のとおり、世帯の方全員が非課税の場合は「保険証」と「減額認定証」を、世帯の中で一人でも課税の方がいる場合は「保険証」を提示すれば、ひと月1医療機関での窓口支払いが、表2のとおり、一定の金額までとなりました。

【表1】 事前の手続き・病院や薬局等の窓口で提示するもの

所得区分	課税区分	一部負担金の割合	事前の手続き	病院・薬局などで
現役並み所得者	課税	3割	必要ありません	「保険証」を窓口に提示してください
一般	課税	1割		
区分Ⅱ	非課税	1割	市区町村の後期高齢者医療担当窓口「減額認定証」の交付を申請してください	「保険証」と「減額認定証」を窓口に提示してください
区分Ⅰ	非課税	1割		

【表2】 1か月（同じ月）に同一医療機関で診療した場合の、窓口支払い限度額

所得区分	課税区分	一部負担金の割合	外来（平成24年4月から）	入院（従来どおり）
現役並み所得者	課税	3割	44,400円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1％
一般	課税	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	非課税	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	非課税	1割	8,000円	15,000円

※次の場合などは、表2の金額を超えて窓口で支払いをする場合があります。

- 差額ベッド代や保険外診療などがある場合（保険診療の対象外となります）
- 一つの薬局で複数の医療機関の処方せんがある場合（1医療機関ごとで計算されます）

広域連合の議会から

- ◆名 称 平成24年第1回定例会
- ◆開催日 平成24年2月3日（金）
- ◆主な議案
 - 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定（平成24・25年度保険料率の決定）
 - 平成24年度予算（一般会計・特別会計）
- ◆その他の議案
 - 神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について
 - 平成23年度補正予算（一般会計・特別会計） ほか



議会審議の様子

▶詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。

こんな質疑が交わされました

質問 神奈川県の一人当たりの平均保険料は全国2番目ですが、同一所得の被保険者の保険料を比較すると、全国平均以下の水準になると聞いています。具体的な状況とその理由を伺います。

答え 神奈川県のように、一人当たりの平均所得が高い県は、国からの調整交付金が減額され、その分が所得割に上乗せされることから、結果として、東京に次いで2番目になっています。しかし、平成23年度の保険料率は、全国的には上から均等割額で34番目、所得割率で30番目です。そこで、同一所得で比較すると保険料額は上から33番目です。この点については、一人当たりの医療費が、他の広域連合と比較して低いことが主な理由であると考えています。

質問 今回の保険料算定にあたっての広域連合としての基本的な考えを伺います。また、広域連合としてどのような対応をしたのか伺います。

答え 被保険者数の増加や医療の高度化などによる一人当たり医療費の上昇により医療給付費が伸びており、保険料率の上昇は避けられない状況です。そのような中、広域連合では、剰余金の45億円に加え、県の財政安定化基金から40億円の交付を受け、合計85億円を活用するとともに、国の政令改正にあわせて賦課限度額を50万円から55万円に引き上げ、保険料率の急激な上昇を抑制し、低所得者の方の負担軽減を図ることとしました。

質問 これまで保険証は、4年の期限で交付されております。今回は、2年の期限だと聞いています。期限の短縮は非効率で無駄遣いではないかと考えます。改めて4年にするべきで、メリットの方が多くはないのでしょうか。また短期証の発行について伺います。

答え 保険証の有効期限については、国からも1年間の望ましいとの見解が示されております。また、一斉更新の郵送費に約3億円を必要とし、財政への影響も大きいことから総合的に判断して、2年間とすることとしています。有効期限が6か月の短期証は、保険料を滞納している被保険者の方との納付相談等の機会を確保することを目的に発行するもので、市町村における収納対策の一つの手段と認識しています。

質問 健康診査の受診率の低い自治体への指導を行うべきであり、保健事業として、75歳以上の健康づくりなどの事業を行うべきと考えますが、伺います。

答え 保健事業は、医療費の適正化にも繋がる重要な取り組みであると考えます。そこで、健康診査については、平成22年度、23年度の保険料算定では20％としていた受診率を、今回は、平成24年度は25％、平成25年度は26％に引き上げ、更なる充実を目指しています。今後も、市町村と連携を図りながら、保健事業の推進に努めてまいります。

次の議会は、平成24年8月の予定です。

後期高齢者医療制度の平成24・25年度の保険料率が決まりました。

高齢化の進展による被保険者の増加や一人当たりの医療費の上昇などにより、医療給付費は、年7～8％増加する見込みです。このため、保険料率の上昇は避けられない状況ですが、本広域連合は、特に低所得者の方の負担を軽減するため、保険料率の急激な上昇を抑制する対策を実施し、平成24・25年度の保険料率を次のように決定しました。

平成22・23年度

均等割額 39,260円

所得割率 7.42%

→

平成24・25年度保険料率

均等割額 41,099円 (全国平均 43,550円)

所得割率 8.01% (全国平均 8.55%)

《保険料率上昇抑制策》

1 広域連合独自の保険料率上昇抑制策

剰余金45億円及び神奈川県が管理している財政安定化基金40億円の活用

2 国の政令改正

年間賦課限度額の引き上げ (50万円→55万円)

後期高齢者医療制度の保険料の決め方

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額になります。
決定された保険料額の通知（保険料額決定通知書）は、お住まいの市区町村から7月に納入通知書とともにお送りします。

保険料額の算定方法

年間保険料額
(上限額55万円)
※年間保険料額については、
10円未満端数切捨て

=

均等割額
被保険者一人当たり
41,099円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額
×8.01% (所得割率)

賦課のもととなる所得金額とは、

前年の総所得金額等（総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計）から基礎控除額（33万円）を控除した額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）

賦課のもととなる所得金額

=

前年中の総所得金額等

—

基礎控除額（33万円）

※年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その月から月割りで計算されます。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかります。
※保険料額決定後、前年所得の更正があったときは、再計算します。また、保険料額に変更があったときは、変更の通知をお送りします。

保険料額の例

	平成24・25年度 神奈川県	平成24・25年度 全国平均
基礎年金受給者（単身：年金収入78万円のみ）	年額 4,100円	年額 4,350円
平均的な厚生年金受給者（単身：年金収入201万円のみ）	年額 52,100円	年額 55,360円
夫：平均的な厚生年金受給者（年金収入201万円のみ） 妻：基礎年金受給者（年金収入78万円のみ）	年額 84,970円 (夫：52,100円) (妻：32,870円)	年額 90,200円 (夫：55,360円) (妻：34,840円)

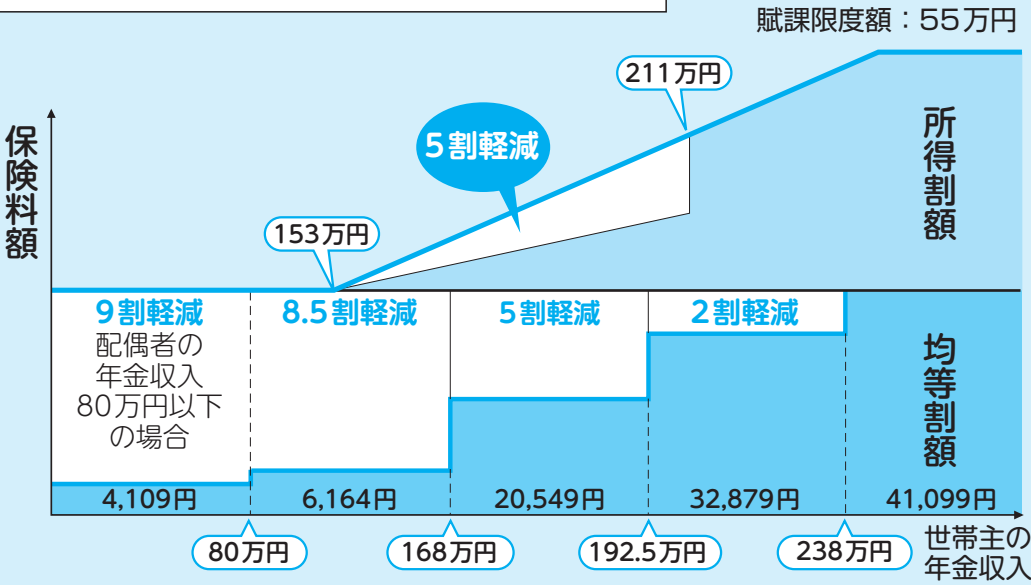
引き続き保険料の軽減を実施します。

1 所得の少ない方

所得の少ない方の保険料軽減のイメージ

例 夫婦世帯の場合、世帯主の年金収入額に応じて均等割額、所得割額が下図のように、軽減されます。
(配偶者の年金収入は135万円以下の場合)

均等割額	世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割を軽減
所得割額	所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方(年金収入で153万円から211万円まで)は、5割を軽減



2 被扶養者だった方

この制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は、制度に加入された月から均等割額のみのご負担となり、かつ均等割額の9割が軽減されます。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を上手に利用しましょう。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

通常、処方される新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に製造・販売される医薬品で、新薬と同じ有効成分を持っていて、一般的に安価な薬です。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには

処方を希望される場合には、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品希望カードを活用してください

ジェネリック医薬品希望カードは「ジェネリック医薬品を希望する・相談したい」といった意思表示のカードです。医療機関の窓口で提示して、ご相談ください。

保険証と一緒に送りするほか、希望カード付リーフレットを市町村でお配りしています。くわしくは後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

【カード見本】

ジェネリック医薬品希望カード
医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品
(後発医薬品) を希望します。

名前

平成24年度予算 特別会計

後期高齢者医療制度を実施していくための平成24年度広域連合の特別会計予算総額は6,855億円です。

歳入

差引 (百万円)	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	内 容	項 目
7,049	68,999	76,048	皆様からの保険料	保険料負担金
5,471	55,010	60,481	国や県、市町村からの公費負担	市町村負担金
18,405	173,098	191,503		国庫負担金
7,246	49,381	56,627		県負担金※1
11,578	284,652	296,230	現役世代（0～74歳）の支援	支払基金交付金
△2,492	6,383	3,891	基金からの繰り入れ	繰入金
202	0	202	前年度からの繰越	繰越金
63	433	496	財産収入等	その他
47,522	637,956	685,478	合 計	

保険料 761億円
11.1%

公費 3,086億円
45.0%

現役世代からの支援
2,962億円
43.2%

その他 46億円

6,855億円

後期高齢者医療制度は、財政運営期間を2か年度を1つとして保険料率を算定することになっています。平成24年度は2か年度の初年度にあたり、特別会計予算は保険料率を算定する際に用いた被保険者数や療養給付費などを基に編成しました。

歳出

項 目	内 容	24年度 (百万円)	23年度 (百万円)	差引 (百万円)
療養給付費等	皆様が受診した病院等に支払う医療費や高額療養費等	672,857	628,025	44,832
★保険給付費は23年度より増加しています。 歳出予算の約99%は、被保険者の皆様が受診した病院への支払いや高額療養費等の支払いに充てられます。予算額については保険料を決めるときに過去の実績や国が示した全国状況等を勘案して算定しました。高齢化の進展による被保険者数の増加や、一人当たりの医療費の上昇等により療養給付費等も増えるの見込んでいます。				
審査支払手数料	診療内容の審査にかかる手数料	1,836	1,915	△79
葬祭費	葬祭を行った喪主に5万円の給付	2,324	2,236	88
保健事業費	健康診査等に係る費用	2,006	1,895	111
基金積立金※2	医療費等の変動に備えるための積み立て	5,354	2,932	2,422
その他	保険料の還付等	1,101	953	148
合 計		685,478	637,956	47,522

保険給付費 6,770億円
98.8%

その他 85億円

6,855億円

※わかりやすく表現するため、正式な科目名とは異なります。

※1 保険料率の上昇抑制措置として交付を受ける県の財政安定化基金からの支出金20億円(平成24年度分)が含まれています。

※2 今年度保険料率を改定しましたが、1年目よりも2年目の方が被保険者数も医療給付費も増えるので、1年目に見込まれる剰余金を療養給付費等支払準備基金などに積み立てて、2年目に備えることで収支が合うようにしています。

平成24年度予算 一般会計

一般会計は、制度運営に係る事務的経費のみを扱います。また、その財源の約83%は、構成市町村からの負担金によるものです。

	主な項目	24年度 (千円)	23年度 (千円)	差引 (千円)	内 容
歳入	負担金	1,966,833	1,851,507	115,326	県内市町村からの負担金
	国庫補助金	209,855	167,703	42,152	国からの補助金
	その他	193,023	2,102	190,921	臨時特例基金からの繰入金、前年度繰越金等
	合 計	2,369,711	2,021,312	348,399	
歳出	広域連合運営管理費	125,094	78,898	46,196	事務局の運営管理費
	広域連合事業費負担金	408,949	413,075	△4,126	派遣職員人件費、福利厚生費等に相当する負担金
	高齢者医療関係費等	1,140,055	793,002	347,053	被保険者証の作成・発送等制度実施に係る経費、高額療養費等の給付に関する業務、広報等被保険者証一斉更新のための費用
	電算システム関係費	683,741	724,448	△40,707	電算処理システム維持管理に係る経費
	議会運営費等	11,872	11,889	△17	議会費、予備費等
	合 計	2,369,711	2,021,312	348,399	

一般会計Q&A

Q 1 「一般会計は、制度運営に係る事務的経費のみを扱います。」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか？

A 1 皆様の被保険者証の作成を始め、各種申請書、通知書、お知らせ、広報誌などの広域連合からの発行物の印刷、発送までの経費、制度を運営するためのシステム関係費、各市町村との連携に係る経費など、保険給付に係る経費以外の全ての経費となります。また、一般会計では、皆様からの保険料を使用することは出来ません。このため、広域連合の運営経費を神奈川県内全33の市町村（構成市町村）で負担します。

Q 2 一般会計の予算額が全体で3.5億円増えたのはなぜですか？

A 2 平成24年8月に予定されている被保険者証の一斉更新のための費用など臨時的経費が発生するためです。

Q 3 「国からの補助金」はどのような事業に使われるのですか。

A 3 市町村が実施している人間ドック補助など長寿・健康増進事業に対する補助金などです。事業については市町村ごとに内容が異なるため、お住まいの市区町村担当課にお問い合わせください。

教えて 元気の秘けつ

三浦郡葉山町在住

桑原 泰治さん（81歳）



毎朝5時に起きて、朝食は野菜をメインに、夕食は青魚を中心とした献立で、朝夕の食事とも自分で作ります。食材の買出しも、週3回くらいスーパーまで30分かけて歩いていきます。

健康面では、足腰が衰えないように週に数回、近々の健康増進センターに通い、保健師さんに作ってもらった体力維持のメニューをこなしています。

それから、脳の老化予防になればと、町の図書館に足繁く通い、時間のある時は、1日1冊のペースで好みの小説を読んでいます。

パソコンを日常的に使っていることも、手先や脳の良い刺激になっていると思います。病院の検査結果や朝夕の血圧の数値などのデータを入力して管理したり、友人とメールで連絡を取り合ったり、何か調べ物をするときもインターネットを活用しています。

人との交わりも大切にしています。毎月、地元の仲間と集まって昼食会を開いたり、元勤務先の仲間たちと宿泊旅行に出かけて、昔の思い出や近況を語りあったりしています。

久しぶりに会った仲間との別れ際に、「来年もまたな。」と再会を約束すれば、次も元気に参加したいという気持ちになります。

一食中毒に注意しましょうー 長寿豆知識 その7

梅雨時から夏、秋にかけて食中毒の発生しやすい時期です。

では、どのように食中毒を予防したらよいでしょうか。それには、「細菌をつけない」、「細菌を殺す」、「細菌を増やさない」の三原則が大切です。

具体的には、①新鮮なものを買ひ、すぐに持ち帰る。②冷蔵庫に野菜や肉を別々に保存する。③手洗い、調理器具の消毒。④食材の十分な加熱。⑤調理後すぐに食べる。⑥時間が経って、少しでもあやしいと思ったら捨てる。といった6つのポイントがあります。

ただ、新鮮な食材を選ぶことはもちろんですが、「新鮮だから安全」は間違いです。牛肉は腸管出血性大腸菌（O157など）、鶏肉はカンピロバクターという細菌が付着している可能性があり、いくら新鮮でも、これらの食材を食べると食中毒を発症することがあります。特に抵抗力の弱い高齢者や子どもはリスクが高いといわれているので注意が必要です。レバ刺しや鳥刺しなどお肉の生食は絶対にやめて、十分に加熱しましょう。



神奈川県後期高齢者医療広域連合産業医 水野 哲宏

広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合ではホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ（<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>）「バナー広告募集中」を参照してください。